



# 竹田 ゆかり 市政通信

〒248-0024 鎌倉市稲村ガ崎 5-31-11 連絡先 090-3535-4474

E-mail [yukari.ain@gmail.com](mailto:yukari.ain@gmail.com) 「通信」という言葉には交流・ふれあいの意味があります

## 市民のための「歴史文化交流館」 どこが管理運営すべきか。

総括質問より

五月に扇ガ谷一丁目で開催予定の「歴史文化交流館」は、その設置目的を「次世代を担う子どもから大人までが、鎌倉の歴史・文化的遺産を学び、体験し交流できる場」として整備された。また鎌倉市の総合計画の基本計画には、「歴史と共生する町づくり」を掲げ、町づくりを推進していくためにこの「歴史文化交流館」を鎌倉の魅力や価値を理解し共有するための施設として位置付け、将来的には「鎌倉博物館」を整備し、一体とな

って機能させていく方向も示している。

では、このような設置目的を持つ「歴史文化交流館」はこの部署が管理運営すべきだろうか。他市の場合、同様の施設の管理は教育委員会が担っている。それは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」で教育委員会の職務権限として、「社会教育に関すること・文化財の保護に関すること」と明記されているからだ。鎌倉市には同様の施設として、国宝館・図書館・生涯学習センターなどが

あり、どれも教育委員会が管理運営している。

ところが市は「歴史文化交流館」については市長部局の「特命担当」が管理運営していくという。担当者は「管理運営の権限はあくまでも教育委員会にある。管理運営の原案は市長部局が作り、教育委員会が承認する」という。しかしなぜ、文化財の保存管理・展示・教育事業の実施にあたっての原案を市長部局が作る必要があるのだろうか。

一月、開館前の館内を見学したが、学習室には流しや水道もない。学習内容が大きく制限されることは必至だ。御成小学校建て替え時に発掘された「木簡」の展示さえも展示予定に入っていなかった。多くの小中学校の子ども達が訪れ、歴史や文化を学ぶことになる当館には、学校現場をよく知る「指導主事」が直接管理運営に加わるべきではないか。文化財を子どもや市民の学びに生かすことよりも、「観光」の材料にしたい市長の考えが透けて見える。今後指定管理も視野に入れていくようだ。

### 「共謀罪」法案に反対する意見書

10 対 15 で否決

賛成討論より

国会で審議が予定されている「共謀罪」法案。この法案が成立すると、私たちの暮らしはどのようになるのでしょうか。

「犯罪を計画段階で処罰できる」ようになり、一見良いことのように思われます。しかし「犯罪計画」を罪(277 の罪)として検挙するには、「現場」を押さえるのが最も効果的ですが、普通「悪い計画」は人の見えない場所で行われるので検挙は大変困難です。多くの場合は、計画に参加したとされる者の「供述」「密告」による他ありません。結果として、無実の者が巻き込まれる危険性が高くなると考えられます。そして、計画されたかどうかは、「捜査令状」を請求された裁判所もわかりません。一方警察としては「密告」があれば、独自判断で、盗聴をせざるをえなくなり、「行政盗聴」が認められることにも繋がります。そして、さらには「通信傍受や監視カメラ等」を利用した捜査方法の

拡大や、それに伴う「捜査権の濫用」のおそれなどなど、さまざまな問題点があります。

そもそも、政府が締結を目指す「国際組織犯罪防止条約」の批准にあたって、本改正法が必要なのでしょうか。

日本にはすでに内乱や、外国に対して行う戦闘行為の準備や殺人、身代金目的の連れ去りや強盗・放火などの「予備罪」「凶器準備集合罪」などが規定されていて、「組織的犯罪集団に関連した主要犯罪」は、現行法によっても未遂に至る前から処罰が可能とされています。

また、テロについても、準備行為に対する「処罰規定」があり、銃砲・刀剣類や薬物・化学兵器の所持等を 取り締まる規制も存在します。ですから、新たな法律をつくるべき事案が存在しないのです。また、日本は国連の 13 本の「テロ防止関連条約」をすべて締結しており、それに対応して整備した「国内法や現行の刑法」で十分対応が可能なのです。

このように、多くの国民の懸念がぬぐえないまま、「共謀罪」法案の国会提出や、法制定を行うべきではないと考え「法案に反対意見書」提出に「賛成討論」を行いました。10 対 15 で否決されました。

賛成者 10 人 → 竹田・ネット 2・共産 2・鎌倉みらい 3・千・岡田

## 市長が「教育内容」に踏み込んで 発言することに問題はないか？

### 総括質問より

郷土の歴史を学ぶことはとても重要な学習で、市議会議員となって一番初めに取り上げたものの一つだ。しかし、具体的に「何を学ぶべき」と議員や市長が内容に触れて発言することは、教育内容への「政治的介入」であり、あってはならないことだ。

今年の2月議会で、複数の議員の質問に答えて、市長は「鎌倉市の小学生には、6年間で一度は鎌倉彫を体験してほしい。2016年度は900人しか体験していない。もっともっと、数値を挙げていきたい」と答弁している。

現在全国の5年生は、社会科「工業」の学習で、伝統工芸について学ぶ。鎌倉の子ども達は「鎌倉彫」に出会い、「なぜ鎌倉市で『鎌倉彫』が生まれ、伝承され、残されてきたのか。」その歴史を詳しく学ぶことになる。そして、学習の発展として図工の時間に彫ったり、卒業記念に彫ったりすることもある。それはあくまでも、子ども達の欲求や、学習の必

要性や深まりの中で計画されるものだ。直接「鎌倉彫」を作品として作らなくとも、彫の特徴を他の作品に反映する学習もありうる。

さて、教育課程の編成は、常に目の前の子ども達の実態に合わせて、何が一番ふさわしいのかを考えながら編成されていく。時には、年度当初の予定を変更して別の学習内容に切り替えていくこともある。その方がより効果的な学習成果を上げることができるからだ。だからこそ、教育の独立性が尊重され、学校現場にその裁量が任されているのである。

市長が「鎌倉の子ども達に鎌倉彫を体験させたい」という気持ちは分からないでもないが、市長がすべきことは「教育環境条件整備」であり、学習内容に踏み込むべきではない。子どもの成長や学びの実態に寄り添う学習が大切にされる鎌倉の教育でありたい。



### （仮称）「市民活動推進条例」は、 市民の「規範意識」の醸成？

2月に上程されるはずだった（仮称）「市民活動推進条例」は、延期されて2017年度9月議会に上程されることになった。そもそも、この（仮称）「市民活動推進条例」制定の目的は何か。市は素案の中で概略、次のように述べている。

「多様化する地域課題の解決が、行政サービスの提供だけでは難しい時代にあって、市民活動・地域活動・ビジネス活動などの力を発揮してもらうことが必要。そのためには、市民力・地域力を高めるための意識向上、活動の活性化・環境づくりをするためのきっかけづくりとする…」と。

人は基本的に、社会の中で役立ちたいと誰もが願っており支え合える社会を求めている。そんな市民の思いが、これまで鎌倉市民の暮らしと文化を支えてきたといえる。

しかし、今回制定されようとしている「市民活動推進条例」の名前は、「自分たちのまちなんだから、自分たちで何とかしてみようという思いを共有して行動するための条例」という。いかにも、道徳的な規範意識の押しつけともとられかねない名前だ。市民活動・市民協働は、いわば「市民自治としての権利」といえる。その視点をしっかりと押さえておかないと、市民を利用するだけ利用して、都合の悪い時には「行政の考え」を押し付けることになってしまうのでは…と危惧する。

#### 鎌倉で学び育つ子ども達が、

「どの子どもも夢や希望を失うことがないように」

「自分の可能性を信じ続けることができるように」

「学校現場が、これまで以上に、子ども達に向き合える教育環境となり、学び支え合える教室であるように」そして、

「誰もが安心して暮らせる、共生社会の実現が前進しますように」これからもがんばります。

### <2月議会で採択・可決した主な内容>

#### 採択された主な陳情・請願

- 学童保育施設の質を高めることを求める陳情
- プラスチックフリーの街かまくらを目指して、ゼロ・ウェイストかまくらの理念のもと、リデュース（発生抑制）の取組みを市役所が率先垂範して実施する事を求める請願
- 特別障害者手当申請時における受付拒否の真相究明について陳情
- 荏柄天神参道の改修についての陳情

#### 可決した主な議案

●…議案 ○…議会議案

- 公的不動産利活用推進委員会条例
- 小児の医療費の助成に関する条例の一部改正（所得制限を設定した上で中学生の通院についても自己負担額を助成する）
- 企業立地等促進条例の制定（企業に対する市税の軽減による新たな企業の誘致）
- 廃棄物減量化・資源化及び処理に関する条例の一部改正（不適切なごみ出しが行われた場合、開封して内容調査し排出者を特定し勧告を行う）（竹田反対）
- 一般会計予算（竹田反対）
- 地域住民の平穏な生活を確保すべく、正月三が日やゴールデンウィークの特異日における江ノ島電鉄の混雑について、速やかな対策を求める意見書
- 重度訪問介護事業等訪問系サービスに対する支援の充実を求める意見書
- 由比ヶ浜4丁目商業施設計画に対して市民の生活の平穏を確保し、市民に寄り添った判断を求める意見書

これまでの取り組みは、竹田ゆかりホームページ・市政通信でご覧ください。